

報告第27号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月2日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第14号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和7年7月3日

つくば市長 五十嵐立青

損害賠償額の決定及び和解について（一部変更）

令和7年3月28日 専決処分第45号にて決定した損害賠償額について、
「金241,032円」を「金333,432円」に変更する。

変更の理由

茨城トヨタ自動車株式会社から提出された修理費用に関する見積書に、修理期間中の代車費用が含まれていなかったことが判明したため、損害賠償額を変更し、和解するものである。